

一般競争入札関係配付資料

- 1 入札説明書
- 2 入札保証金について
- 3 様式等
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
 - (2) 同種・同規模契約の実績(第2号様式)
 - (3) 質問書(第3号様式)
 - (4) 入札書(第4号様式)
 - (5) 委任状(第5号様式)
 - (6) 入札書(記入例)
 - (7) 委任状(記入例)

入 札 説 明 書

沖縄県那覇県税事務所が発注する複合機による複写サービス等に関する契約に係る一般競争入札(以下、「入札」という。)については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。

1 公告日

令和7年2月10日(月)

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 複合機による複写サービス等に関する契約(単価契約)
- (2) 契約内容 仕様書による
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日
- (4) 納 入 先 那覇市旭町116－37 南部合同庁舎3階

3 入札方法等

- (1) 入札書は、県が定める様式(第4号様式)を使用すること。
- (2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。
 - イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
 - ウ 代理人が入札する場合は、本人の委任状(第5号様式)を提出すること。
 - エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

4 入札保証金に関する事項

入札公告「10 入札保証金」のほか、別紙「入札保証金について」による。

5 入札の無効

入札公告「11 入札の無効」による。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

6 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。また、入札回数は3回(1回目の入札を含む。)までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約できるものとする。

7 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

9 契約締結の時期

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

10 その他留意事項

- (1) 当該入札に係る契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において当該契約に係る沖縄県の歳出予算について減額又は削除があった場合は、沖縄県は当該契約を変更し、又は解除することができる。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11 この入札に関する問い合わせ先

〒900－0029 沖縄県那覇市旭町 116－37 南部合同庁舎 3 階 沖縄県那覇県税事務所
課税第 1 班 松堂 電話番号：098-867-1344 FAX 番号：098-867-1146

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

2 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部を免除します。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

(2)については、入札参加資格申請時の提出書類「同種・同規模契約の実績(契約書写しを含むこと)(第 2 号様式)」を申請期限までに提出してください。

3 入札保証金の納付方法等(現金納付)

(1) 納付方法

ア 入札保証金納付書発行依頼書(第 6 号様式)及び債務者登録票(第 7 号様式)に必要な事項を記入し、令和 7 年 2 月 25 日(火)午後 5 時までに提出してください。

イ 依頼書に基づき納付書を発行しますので、下記納付場所において納付し、領収書の写しを令和 7 年 3 月 3 日(月) 午前 11 時までに提出してください。

提出先：沖縄県那覇県税事務所課税第 1 班(担当：松堂)

- (2) 納付場所 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合(県内)、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

4 入札保証金の還付入札保証金は、入札終了後に債務者登録票に記載した口座へ還付しますので、入札保証金還付請求書(第 8 号様式)を提出してください。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金がある場合は、その全額又は一部に充当します。